

## 第3章 登録証明機関による技術基準適合証明及び登録認定機関による技術基準適合認定の手続

### 1. 証明（認定）を受けるまでの手続

#### 1.1 特定無線設備の基準認証制度関連

##### (1) 技術基準適合証明の手続【電波法第38条の6】

登録証明機関は、その登録に係る特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの。参考資料の一覧表を参照）の技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、審査を行い、特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行います。

技術基準適合証明とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かについての判定を無線設備の個別の機器ごとに行う制度です。

この登録証明機関に対する技術基準適合証明の求めは、誰でも行うことができます。

技術基準適合証明を受けるに際して登録証明機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録証明機関にお尋ね下さい。なお、無線設備の工事設計書の様式は、証明規則別表第2号で定められています。

##### (2) 技術基準適合証明の審査【電波法第38条の6、電波法第38条の8】

登録証明機関は、技術基準適合証明の求めがあつた場合には、総務省令で定める方法で審査を行います。なお、登録証明機関は、特性試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができます。ただし、登録証明機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断することになります。

登録証明機関は、特性試験における試験の一部を外部委託することができます。外部委託する場合は、試験業務の適正な実施等を担保するため、受託者との間で一定の事項について契約を締結する必要があります。

登録証明機関は、既に技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計等に基づく無線設備等についての技術基準適合証明に関しては、技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、登録証明機関の責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければなりません。

登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた者の氏名や無線設備の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受け

たときは、それらの事項を公示します。

### **(3) 技術基準適合証明の拒否等の場合【電波法第 38 条の 14】**

登録証明機関が技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

技術基準適合証明を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録証明機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録証明機関に対し、必要な命令を行います。

### **(4) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 7】**

登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を貼付します。技術基準適合証明を求めた者は貼付しません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければなりません。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

## **1.2 端末機器の基準認証制度関連**

### **(1) 技術基準適合認定の手続【事業法第 53 条】**

登録認定機関は、その登録に係る端末機器の技術基準適合認定を受けようとする者から求めがあった場合には、審査を行い、端末機器が事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行います。

技術基準適合認定とは、端末機器が技術基準に適合しているか否かについての判定を端末機器の個別の機器ごとに対して行う制度です。

この登録認定機関に対する技術基準適合認定の求めは、誰でも行うことができます。

技術基準適合認定を受けるに際して登録認定機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録認定機関にお尋ね下さい。

## **(2) 技術基準適合認定の審査【事業法第 53 条】**

登録認定機関は、技術基準適合認定の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行います。なお、登録認定機関は、試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができます。ただし、登録認定機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断することになります。

登録認定機関は、試験における試験の全部又は一部を外部委託することができます。外部委託する場合は、試験業務の適正な実施等を担保するため、受託者との間で一定の事項について契約を締結する必要があります。

登録認定機関は、既に技術基準適合認定を受けた端末機器の設計等に基づく端末機器についての技術基準適合認定に関しては、技術基準適合認定を確実に行うことができる場合に限り、登録認定機関の責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合認定のための審査を行わなければなりません。

登録認定機関は、技術基準適合認定をしたときは、技術基準適合認定を受けた者の氏名や端末機器の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

## **(3) 技術基準適合認定の拒否等の場合【事業法第 98 条】**

登録認定機関が技術基準適合認定を行うことを拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

技術基準適合認定を求めた者は、登録認定機関が審査を行わない場合又は登録認定機関の技術基準適合認定の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が技術基準適合認定のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合認定のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録認定機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録認定機関に対し、必要な命令を行います。

## **(4) 法令に従って端末機器に貼付する表示【事業法第 53 条、同法第 187 条】**

登録認定機関は、技術基準適合認定をしたときは、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を貼付します。技術基準適合認定を求めた者は貼付しません。

法令に従って表示を貼付された端末機器は、法律上特別な地位が与えられることになり、当該端末機器の利用者は、電気通信事業者による接続の検査を受ける必要はなくなるという効果が生じます。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器

にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。

## 2. 証明（認定）を受けた後の手続（変更届出の義務）

### 2.1 特定無線設備の基準認証制度関連【証明規則第6条】

登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、氏名又は住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

### 2.2 端末機器の基準認証制度関連【認定規則第8条】

登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者は、技術基準適合認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、氏名又は住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

## 3. 事後措置

### 3.1 特定無線設備の基準認証制度関連

#### (1) 登録証明機関の義務【証明規則第6条】

登録証明機関は、技術基準適合証明を受けた者が不正な手段により技術基準適合証明を受けたことを知ったとき又は証明員が法律の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する義務があります。

#### (2) 技術基準適合証明を受けた者の立入検査【電波法第38条の20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、技術基準適合証明に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### (3) 特定無線設備等の提出【電波法第38条の21】

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があったときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることが

できます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### **(4) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第 38 条の 23】**

技術基準適合証明に係る表示が付されている無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

#### **(5) 妨害等防止命令【電波法第 38 条の 22】**

総務大臣は、技術基準適合証明に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第 3 章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

### **3.2 端末機器の基準認証制度関連**

#### **(1) 登録認定機関の義務【認定規則第 8 条】**

登録認定機関は、技術基準適合認定を受けた者が不正な手段により技術基準適合認定を受けたことを知ったとき又は認定員が法律の規定に違反して技術基準適合認定のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する義務があります。

#### **(2) 技術基準適合認定を受けた者の立入検査【事業法第 166 条】**

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### **(3) 端末機器等の提出【事業法第 167 条】**

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の

場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### **(4) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第 55 条】**

技術基準適合認定に係る表示が付されている端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

#### **(5) 妨害防止命令【事業法第 54 条】**

総務大臣は、技術基準適合認定に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、その端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。